

富士会	社会福祉法人 富士会		分類番号	富士会Y-9			
名 称	規程	細則	要領書 	制定年月日	承認 (理事長)	確認 (施設長)	作成
		虐待防止に関する指針		起案部署	ISO 事務局		
				配布部署			

1 虐待防止に関する基本的考え方

当法人の各事業は、ご利用者的人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

《虐待の定義》

- ① 身体的虐待 利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 介護放棄(ネグレクト) 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止に向けた体制

虐待発生防止に努める観点から、「拘束・抑制・虐待防止委員会(以下委員会)」を組成する。委員会は、年に4回定期開催し、その他必要な都度委員長が招集する。

(1) 委員会の構成員

統括施設長/統括部長/統括副施設長/統括次長/事務長/特養相談員/特養看護職員/特養介護職員/管理栄養士/ケアハウス担当者/小規模特養担当者/有料老人ホーム担当者/ショートステイ担当者/デイサービス担当者/居宅介護支援事業担当者/ホームヘルパー担当者。その他必要に応じ、第三者や専門家にも参画いただく。

(2) 委員会の活動において、虐待防止に対する内容は以下を中心に協議する。

- ① 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑦ 身体拘束廃止に関する職員全への指導

3 虐待防止のための職員研修

職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発し、この指針に基づく虐待の防止の徹底を図るために、以下の通り行い、記録に残す。

- ① 職員会議において、全体研修を年1回行う。
- ② 各事業が毎月行うKYT研修において、抑制・拘束・虐待KYTシートを使用した研修を年2回行う。
- ③ 新入職員研修において説明、KYTシートを利用し確認テストを行う。

制定・改廃権者	公布権者	立案者	改訂年月日	記 事	承認

富士会	社会福祉法人 富士会	分類番号	富士会Y-9
4 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応			
(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告し、その要因の除去に努め、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、就業規則に基づき適切な処分を行う。			
(2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。			
5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制			
(1) 職員が他の職員によるご利用者への虐待を発見した場合、事業主任又は委員(以下「主任等」とする)に報告する。虐待者が主任等の場合は、他の上席者等に相談する。			
(2) 主任等は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があつた場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が主任等の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。			
(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講ずる。			
(4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。			
(5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。			
(6) 法人内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であつても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。			
(7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明、報告を行う。			
6 成年後見制度の利用支援			
利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。			
7. 虐待等に係る苦情解決方法			
虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。			
8 当該指針の閲覧			
当該方針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示する。			
9 その他虐待の防止の推進			
3に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。			